

# 高等教育・TVET制度改革関連法整備の展開

柏原 千英

## はじめに

本論では、アキノ政権が発足した2010年6月からドゥテルテ政権下の2022年6月までに成立した教育・TVET改革に関連するさまざまな共和国法（Republic Act: RA）について、その特性と政策的意図の観点から整理する<sup>1)</sup>。対象期間中に成立した各法の目的および内容から、①教育・TVET改革の基本的な政策方針や制度、②奨学金および就労支援制度、③特定分野や産業に関する制度・資格等、④高等教育・TVET機関の改革、に分類した。

第1章でも述べたように、教育の普遍化と高度人材の育成・確保を制度化するための法整備はアキノ政権中盤から進められ、ドゥテルテ政権においても継続されている。その目的は、東南アジア域内を含む諸外国と基礎教育年数を調和させ、より高度な教育や技術の習得、または就労機会を求める人々の出入国双方の国際移動を円滑にするとともに、国内においては重点政策である格差縮小や貧困削減の観点から、教育制度改革と人材育成を推進していくことにある。上記①～④の内容を俯瞰すると、法制度上は教育・TVETへのアクセス拡大と課程受講の継続を支援する奨学金の支給にはじまり、求職者と一部雇用者側への支援、人材の高度化を明示する専門職や（国家）資格の拡充、国公立大学を地方の中核に据えた

1) 第15～第18議会会期が対象。なお、同期間中には膨大な数の公立中等教育機関（ジュニア/シニア・ハイスクール）を設立する法律も制定されている。これらは「2013年基礎教育（K to 12）強化法」への対応であるが、本書の目的と紙幅の制約から、中等教育以下については本論では対象外とする。

TVETも含む高等教育機関の組織化へと、外形的な制度整備が展開されてきたといえよう。ただし現時点では、実施細則の未制定、具体的成果がまだ出ていないことによる統計の不在もあり、一連の改革の実効性を検証する段階には至っていない。

以下では、分類した各項目における解説を加え、概観とまとめにもとづいて現時点における今後の制度的課題を述べて締めくくることがとする。

## 1 高等教育・TVETに関する政策方針や制度を規定する共和国法

まず、表補-1において、包括的な政府の方針や基本的な制度設計を規定した法律をまとめる<sup>2)</sup>。各法律の目的や規定内容を概観すると、この分野における第一義は「東南アジア諸国連合（ASEAN）域内や国際的に普遍化した教育制度に国内制度を調和させると同時に、貧困層の教育へのアクセスと高等教育修了を促進し、就労後は技術・知識の継続的な習得を支援し、人材の高度化と稼得能力の向上を実現すること」に要約できる。中等教育修了以降の教育・TVET課程に関する進展として、大学やTVET機関で取得可能な専門職や国家認証（National Certificate: NC）について、対外的な同等資格との整合性を意識した改正や要件整備が行われてきた。とくにサービス8分野<sup>3)</sup>においては、2019年5月にASEAN資格相互認証フレームワーク（ASEAN Qualification Reference Framework: AQRF）委員会がフィリピン資格認証制度（Philippine Qualification Framework: PQF）を承認したことにより、これら分野に分類される国内専門職やNC取得が国外でも就労可能なレベルにあるとみなされるようになった。

同時に国内においては、各種資格や認証に必要な教育・TVET課程が整理され、受講選択肢の拡張や必要に応じた課程間の移行を目指すことが明記されている。次項で述べるように、経済・就労状況に応じた各種支援制度も提供されるように

---

2) 表補-1、補-2-1、補-2-2、補-3では、NCを含む資格の策定や監督機能をもつ理事会への参加、奨学金給付の管理など TESDA が政策実現に関与するものや、TVET コースおよび受講生が対象となる公的支援制度を定めた各法のタイトルを網掛けで示した。TVET 制度を概観した第1章（第1節）も参照されたい。

3) 該当分野は、工学（エンジニアリング）、看護、建築、測量、医療、歯科医療、会計および観光（ツーリズム）。

表補-1 基本的な政策方針や制度を制定する法律

大統領署名年(月日)	共和国法番号	法律名(略称仮訳)と概要/関連規定
2014 (11/21)	10647	<b>「2014年職業・技術教育と高等教育の調和法」</b> (Ladderized Education Act of 2014) (1) 高等教育とTVET課程の相互調和(内容の重複回避、円滑な機関間移籍等)の制度化、年齢やキャリア形成段階の必要に応じた柔軟性、雇用機会プラットフォームの提供。 (2) CHED, TESDA, 教育省, DOLE, PRCがフィリピン資格認証フレームワーク(PQF)委員会を組織、PQFを制定し、①教育成果に関する基準の明示、②認証取得の機会、教育・TVET課程と労働市場間での容易な移行を国民に提供、キャリア修正や機会の平等を実現、③国際的な認証基準を適用、国の認証制度の価値と比較可能性を高める。 (3) CHED, TESDA, 教育省がTVETと高等教育内容の調和に関するガイドラインを作成、DOLE, 農業省, 貿易産業省, 科学技術省, 国家経済開発庁, PRCと協議し、国家開発計画との一貫性を保持。 (4) CHED, TESDA, 教育省は対象者を定め、奨学金・無償資金援助・学生ローン等の提供も可能。
2014 (12/09)	10650	<b>「公開学習・遠隔教育法」</b> (Open Distance Learning (ODL) Act) (1) 高等教育(TVET含む、最低Level III)において、①年齢、居住地、時間的制約や経済状況にかかわらず、柔軟かつ平等に教育システムにアクセス可能(Open Learning)な環境の整備、②複数の手段を用い、教師と生徒が直接対面しない形で学習(flexible learning/distributed learning)を採用、質の高い高等教育を実現。 (2) CHEDとTESDAがODLに関するピアレビュー含む実施基準を設定。 (3) フィリピン大学がCHEDとTESDAに(2)に関する知見を提供、協力。
2016 (07/21)	10912	<b>「2016年継続的な専門職発展法」</b> (Continuing Professional Development (CPD) Act of 2016) (1) 国際基準にもとづき継続的に国内専門職の競争力を向上させ、国民の厚生向上と国家の経済的発展に貢献。とくにASEAN MRAsに準じる。 (2) PRC下の専門職別理事会内にCPD委員会を設置、CPDプログラムを制定・実施。
2017 (08/03)	10931	<b>「上質な第三期教育への普遍的アクセス法」</b> (Universal Access to Quality Tertiary Education Act) (1) 公的高等教育(国公立大学, TVET機関等)諸費用の条件付き無償化。 (2) (1)を支給する補助金や学生ローン制度の創設、管理、運営。 (3) 各国公立大学は実現に向けた「10カ年開発計画」を策定。 (4) 補助金等制度の監督組織として、上下両院合同委員会を設置。
2018 (01/16)	10968	<b>「フィリピン資格認証フレームワーク(PQF)法」</b> (PQF Act) (1) 上質な全教育課程へのアクセス向上のためPQFを制定、生涯学習と産業が求める基準に適応した資格取得訓練を提供。 (2) 教育省, DOLE, CHED, TESDA, PRCほか産業界代表からなる「PQF国家調整委員会」を設置、資格認証と教育・訓練内容を決定。
2019 (08/28)	11448	<b>「トランスナショナル高等教育(TNHE)法」</b> (Transnational Higher Education (TNHE) Act) (1) 目的: ①国際標準や技術レベルの変化に対応可能な国内人材の高度化を実現する高等教育環境の整備、②国外高等教育機関との連携の推進・強化と外国籍教育者の受け入れを含む制度整備。 (2) 資格や学位の相互取得やオンライン教育, TNHEの多様化と履修内容の高度化, 教育機関の認定要件の制定とインセンティブ付与。 (3) CHED国際部の下にTNHE局を新設。
2021 (05/27)	11551	<b>「労働者教育法」</b> (Labor Education Act) (1) 就労における調和と社会的進展を促進するため、労働者と雇用者間の権利・責任の平等などを学ぶ課程をTVET含むすべての第三期教育に組み込む。 (2) TESDAとDOLEが同課程を策定、ガイドラインを各教育・訓練機関に周知し、TESDAとCHEDが定期的にレビューを実施。

(注) これら法整備の前提となる基礎教育の基本法として、幼稚園教育(1年間)の義務化と「母語を基礎とし、地方言語含む多言語教育」(MTB-MLE)の実施を定めた「幼稚園教育の基礎教育化法」(2012年, RA 10157)および、基礎教育13年(幼稚園1年, 初等教育6年, 中等教育6年)への移行(通称K to 12)と高等教育までのカリキュラム再編, MTB-MLE教育が可能な環境整備を定めた「2013年基礎教育強化法」(2013年, RA 10533), また、中等教育期の選択的(alternative)プログラムとして、受講者の地理・経済・社会的状況や学習速度の差異に対応可能な学習センターを教育省地方支部等が選定した母体校に設立、アドバイザーを配置する「オープン・ハイスクール・システム法」(2015年, RA 10665)がある。  
(出所) フィリピン下院ウェブサイト(www.congress.gov.ph)より作成。

なり、外形面は整備されつつあるといえよう。

## 2 教育／TVET奨学金や就業支援制度を制定する法律

### 2-1. 教育・TVET受講支援制度

フィリピンにおいても、貧困が子弟の教育継続を困難にすることは、4年間の旧ハイスクール (high school) 課程の対学齢人口修了率が1つのベンチマークとなっていることや、労働統計における中等教育以下を最終学歴とする割合などからも明らかである。貧困層を対象とする奨学金制度は、表補-2-1の「学生雇用特別プログラム法」(RA 7323, 1992年施行) のような時限立法や、2000年代前半から国際機関のプロジェクトとして数次にわたって実施された現金給付制度の試行プログラムなど、公的教育支援の一部として長い歴史をもつ。2000年代後半以降の各政権は、産業や人材の競争力強化を国家開発計画の重点政策の1つに挙げており、アキノ政権からは新基礎教育制度 (K to 12) への移行を契機として、「家計や生活圏の経済状況にかかわらず中等教育までを中途退学や復学を経ずに修了し、習熟度に応じて高等教育への進学が可能な環境を整備すること」に、政策上の軸足を移していると考えられる<sup>4)</sup>。また、科学技術や自然科学分野の国内発展を重視していることが、教育支援制度の内容からも読み取れる。

興味深い点として、表補-2-1から「ファスト・トラック科学技術奨学金法」(RA 10612) および「医学生奨学金および公的医療システムでの勤務プログラムに関する法」(RA11509) と、「学生雇用特別プログラム (SPES) 法」<sup>5)</sup> の一連の改正 (RA7237→9457→10917) を挙げておこう。前者は、奨学金受給者を教育や医

---

4) 2019年には、現金給付プログラムも「4Ps (全フィリピン家庭プログラム) 法」(Pantawid Pamilyang Pilipino Program (4Ps) Act, RA 11310, 2019年4月17日大統領署名)として制度化された。同法は、国民の尊厳の保障と社会・経済・政治・文化的不平等の解消による人的資源の育成を目的とし、①最長7年間、高等学校 (シニア・ハイスクール) までの子弟の学齢に応じた1人あたり保健・養育手当 (月額) を中央銀行認可の政府系金融機関経由で支給、対象家計への国民健康保険の付保、②社会保障開発省 (Department of Social Welfare and Development: DSWD) に地方レベルを含む「諮問委員会」を設置し、同法の執行・遵守に関する助言を行う、③地方・全国レベルで民間・市民社会組織からなり、DSWDに進言・助言を行う「独立監視委員会」を設置、各地方諮問委および国家諮問委員会に報告書を提出すること等を定めている。

5) 法律の略称は Special Program for Employment of Students (SPES) Act.

表補-2-1 教育・TVET受講支援制度を制定する法律

大統領署名年(月日)	共和国法番号	法律名(略称仮訳)と概要/関連規定
2013 (08/23)	10612	<p><b>「2013年ファスト・トラック科学技術奨学金法」</b>(Fast-Tracked Science and Technology Scholarship Act of 2013)</p> <p>(1) 相応しい科学専門学生や才能ある人材に科学技術分野の高等教育・訓練を受ける機会と、とくに出身地域の中等教育教師となるインセンティブを提供(第2条)。  (2) 奨学生は最低2年間、公私立中等教育課程で数学、生物学、化学、物理学、IT、農・水産・漁業技術の教職に就く(第10条)。  (3) 勤務地選択、優先的採用、転居費用補助、被雇用期間(5年以内)の教員免許試験の免除を付与(第11条)。</p>
2014 (11/27)	10648	<p><b>「2014年国民の学び(学者)法」</b>(Iskolar ng Bayan (INB) Act of 2014)</p> <p>(1) 教育省、CHED、国立大学が定める基準の下、公立高校(public high schools)の成績優秀卒業生(学年10位まで、卒業後2年以内、卒業者数が年500名以上の高校は+1名)に入学希望の大学で学ぶための奨学金を支給。  (2) 奨学金は入学初年度の授業料とその他大学に納める費用に限る。  (3) 2015~2016年度からの準備期間6年度経過後は、奨学金対象者が同地方(Region)内の国立大を希望する場合は自動的に入学を受理。</p>
2015 (10/15)	10687	<p><b>「高等教育学生への一元的財政支援システム法」</b>(Unified Student Financial Assistance System for Tertiary Education (UniFAST) Act)</p> <p>(1) 貧しいが学習能力が高く、意欲的な学生の高等教育への参加を促すため、既存の高等教育公的支援(奨学金、無償資金協力、学生ローン等)をUniFASTに統合、すべての社会経済的階級の高等教育参加率を向上させる。  (2) 各監督機関がUniFAST理事会に年次報告書を提出する場合、以下の既存公的支援の実施を妨げない: TESDAのTVET奨学金、「先住民族権利法」/「国家農業漁業教育システム」(NAFES) / 「1994年科学技術奨学金法」(RA7687) / 「2013年ファスト・トラック科学技術奨学金法」(RA10612) / 「私学学生・教師向け拡大政府支援法」の奨学金制度、農業競争力促進基金奨学金(ACEFS)、CHED / DSWDの貧困学生無償資金協力(SGP-PA)。</p>
2016 (07/21)	10917	<p><b>「改正 SPES 強化・拡大法」</b>(An Act Amending Certain Provisions of RA9547, ...)</p> <p>(1) SPES 対象者に、①若年中途退学者と②見込み含む解雇者の中等教育以上の入学を希望する扶養家族を追加、対象年齢を30歳まで延長。  (2) 上記対象者の通年雇用可能、雇用期間を最長78日まで延長。  (3) 学科・専門関連分野でのインターン等就労には、関連省庁の検討を経て単位や実地訓練(OJT)認定等を付与。  (4) 政府負担分給与(40%)をパウチャー支給から銀行振込等の決済手段に変更。使途を学費関連のみから交通費や食費含む通学関連に拡大。  (5) 歳入の少ない地方政府が SPES 対象者を雇用する場合、財政状況に応じて政府負担分を最大75%まで拡大可。  (6) SPES 対象者の罹患・失踪・死去を原因とする相続人の給与支払請求を容認。  (7) SPES 対象者に公務員向け社会保障を付保(1年間)。  ↑改正  ※「<b>学生雇用特別プログラムの強化・適用拡大法</b>」(RA 9547, 04/01, 2009): ① SPES を恒常化、PESO を通じて手続き、②適用事業者の規模を雇用者10名以上に、③貧困家計の定義に NEDA の地域別貧困指標を適用、④中等教育学生は休暇期間中(10~15日)のみ、高等教育・TVET 学生は通年適用(20~52日)、後者のクリスマス休暇期間中の雇用は同社に就職すると試用期間に参入、⑤ SPES 予算額は議会での前年比減額不可、毎年度予算案で20%増額。  ↑改正  ※「<b>学生雇用特別プログラム (SPES) 法</b>」(RA 7323, 03/30, 1992): 年収3万6000ペソ以下の貧困家計の学生(15~25歳)を夏期・クリスマス休暇中に雇用する事業者(雇用者50名以上、60%)と政府(40%、学費パウチャー)で給与分担。</p>
2019 (02/22)	11230	<p><b>「労働競争力強化プログラムおよび TVET 受講支援法」</b>(Tulong-Terabaho (TT) Act)</p> <p>(1) 目的: 失業と業務=技能ミスマッチの解消、上質な TVET へのアクセスを実現し、労働競争力を強化。  (2) TESDA が対象 TVET プログラム (STPs) を決定、受講支援基金 (TT Fund) を管理。上下両院各3名からなる「監督委員会」を新設、実施状況を監督。  (3) TT Fund 対象者(15歳以上のニート、雇用先からの支援のない TVET 受講希望者)の STPs 受講料と NC 認定諸費用を免除。必要に応じて実験費や交通費等を追加支援可。</p>

2020 (12/23)	11509	<p>「医学生奨学金および公的医療システムでの勤務プログラムに関する法」(Doktor Pura sa Bayan [町医者] Act)</p> <p>(1) 公的医療システムが未整備な地域出身の医学部生に学費・生活費・国家試験等ほぼ全費用を支給。</p> <p>(2) 受給学生は医師免許取得後、出身地域や医療過疎地の公的医療システムで奨学金受給年数と同期間勤務。また、災害や感染症対策等の緊急時には、保健省が受給生を必要に応じて対象地に派遣可。</p> <p>(3) 地方政府、保健省、SUCs、CHED は各地方の中核公的医大の指定と制度構築、または（前者がない場合には）協力私立医大を指定。</p> <p>(4) 本法と UniFAST 法 (RA10637) を整合させ、既存の医学関連奨学金制度を本法下の奨学金制度に統合。</p>
-----------------	-------	---

(注) CHED: 高等教育委員会, DSWD: 社会福祉開発省, PESO: 公的雇用サービス・オフィス, NEDA: 国家経済開発庁, SUCs: 国立大学・カレッジ。  
(出所) 表補 -1 に同じ。

療現場、とくに出身地域の公職に就かせるインセンティブを付与、後者は奨学金受給学生を雇用する企業に給与額の4割を支援し、受給学生には就労後1年間の社会保障を無償付与する制度である。学費や生活費相当の支給に加えた就業先の選択や就学中の稼得に関する規定は、追加的な支援策として配慮されている。SPES法は2度の改正によって財政上も恒久的な制度に改正されるとともに、地方別の経済状況を反映する適用指標が採用され、地方自治体 (Local Government Unit: LGU) や小規模事業者も支援対象となった。とくに中小企業が大多数を占める地方部で活用されれば、教育期間の長期化と就労の循環が成立し、実効的な制度となろう。

## 2-2. 就労支援制度

総論 (第1節) や第2章でも述べたように、不完全を含む失業者のなかでも若年層の就労に困難があることは、労働市場一般とTVET修了者に関する統計に共通している。失業問題はフィリピンにおける長年の課題であり、教育へのアクセス拡大とともに、就労支援制度の充実とその実効性の向上は欠かせない。表補2-2にみるように、労働雇用省 (Department of Labor and Employment: DOLE) の下部機関として就労機会・情報を求職者に提供する公的雇用サービス・オフィス (Public Employment Service Office: PESO) はエストラダ政権期 (1998～2001年) に制度化されていた。アキノ政権期以降ではさらに、PESOおよび関連機関の機能と役割の明確化、起業やインターンシップを含むその他機会の提供枠組みも制定されている。直近では、初めて求職活動を行う若年層を対象として、

表補-2-2 就労支援制度等を定めた法律

大統領署名年(月日)	共和国法番号	法律名(略称仮訳)と概要/関連規定
2015 (08/29)	10679	<p><b>「若者の企業家精神育成法」</b>(Youth Entrepreneurship Act)</p> <p>(1) 初等～中等教育(K to 12)に教育省, CHED, TESDA が制定する企業家精神・金融リテラシー育成課程を導入。「企業家教育委員会」をCHED, TESDA, DTI, National Youth Commission 代表で組織。</p> <p>(2) ①同課程を実施する教育機関への無償資金援助, ②若者企業家(18～30歳)への無償資金援助と融資を各対象者に最長4年間支援。①は教育省, CHED, TESDA, ②は教育省, 零細・中小企業開発委員会が政府系含む金融機関等関連組織と協力して実施。</p> <p>(3) 資金援助制度の監督組織として上下両院合同委員会を設置。</p>
2015 (10/26)	10691 ↑改正 8759	<p><b>「改正公的就労支援オフィス(PESO)法」</b>(An Act Defining the Role of DOLE, LGUs, and Accredited NGOs in the Establishment and Operation of the PESO, …)</p> <p>(1) PESOを全州/市/町に設置, 各首長オフィスの下で地方政府が運営(LGU-PESO), DOLE 地方オフィスと連携。認可NGOや教育機関が運営するPESO/就職課(DOLEへの届出要)は, LGU-PESOと連携。</p> <p>(2) 起業志望者, 帰国した海外労働者等への市場情報や就労機会提供機能の強化。</p> <p>(3) 求職者データベースの作成と関係機関間での有機的な共有の促進。</p> <p>(4) LGU-PESO予算は内国歳入交付金等, その他PESO/就職課運営費用は各機関の収入, PESOへの技術支援・訓練・監督費用はDOLE予算より支出。</p> <p>↑改正</p> <p>※「1999年公的就労支援オフィス法」(RA8759, 02/14, 2000): ①完全雇用と雇用機会の平等の実現を目的とする, ②PESOを各州の主要都市に設置, 地方政府, コミュニティ団体, NGOや国立大学等が運営, DOLE 地方支部と連携し, PESOプログラムとして雇用機会や関連情報, 求職者へのカウンセリング, RA7323 (RA10917参照)やRA6685が規定する補助金や雇用促進に関する情報等を提供, ③各PESO事業発足と維持の責任は地方雇用局を通じてDOLEが負い, 必要な人材・設備・場所等の提供と予算措置を実施。</p> <p>※「公共事業における建設地労働者の雇用割当て法」(RA6685, 12/12, 1988): 公的インフラ事業の契約民間企業とその下請企業に対し, 建設地での技術レベル別最低雇用割合(熟練-30%, 未熟練-50%)を要件化。</p>
2016 (06/29)	10869	<p><b>「ジョブスタート・フィリピン法」</b>(JobStart Philippines Act)</p> <p>(1) 国際労働機関協定第88条(Decent Work Agenda)実現のため, 中等教育修了者の求職期間を短縮する就労支援プログラムをDOLEの全地方オフィスで実施。</p> <p>(2) 高校卒業後の就労未経験あるいは同1年未満の18～24歳を対象に, ①最低賃金の75%保証付き最長3カ月のインターンシップ, ②最長3カ月の技術・理論TVET受講, ③最長10日の生活・社会人基礎能力訓練等を, 個別キャリア・ガイダンスに応じて提供。</p>
2019 (04/10)	11261	<p><b>「初回求職者支援法」</b>(First Time Jobseekers Assistance Act)</p> <p>(1) 居住バラングイ(最小行政単位)が初回求職証明書を発行, その保有者に各種必要証明書の発行・手数料を免除(対象外あり)。</p> <p>(2) 証明書発行データを定期的に情報通信省に提出, 統合データベースを同省が管理。</p> <p>(3) DOLE長官を長とし, 情報通信長官およびその他関連政府機関の長で「省庁間監視委員会」を組織, 不服申立の処理等, 法令順守について監督。</p>

(注) CHED: 高等教育委員会, DTI: 貿易投資省, DOLE: 労働雇用省, PESO: 公的雇用サービス・オフィス, LGUs: 地方政府。

(出所) 表補-1に同じ。

直接的な費用の一部を支援する制度も導入された<sup>6)</sup>。また、「ジョブスタート・フィリピン法」は、2013～2015年にアジア開発銀行とカナダ政府の技術支援でDOLEが実施した同名プログラムが国内で制度化されたものである。

他方で、組織としてのPESOはすでに20年存続しているものの、2015年の法改正（RA 10691）が実効性の向上に寄与しているか否かを注視する必要がある。第2章でも述べたが、PESOはその求職登録制度を含めTVET修了者の求職手段としてほとんど活用されていないことが判明しており、TESDAも複数の報告書で自らの課題として言及している。同改正法では起業希望者や帰国した海外就労者（Overseas Filipino Workers: OFW）も登録対象に加えられ、より多様な就労ニーズへの対応が可能な窓口となることが求められており、州政府とDOLE地方オフィスの連携の重要性が高まっている。TESDAによるレビューや統計上で明らかになっている事実は帰国OFW向けプログラムの実績などごく一部に限定されているが、雇用者となる事業者も当事者に加えたうえで、情報集約と開示機能の強化を実現していく方策を各地方レベルで検討する必要が指摘できる。

### 3 特定分野や産業に関する制度・資格等を制定する法律

貧困削減や不完全を含む失業者の減少には、教育へのアクセスとともに、雇用につながる知識・技術の取得と人材としての高度化が必要であり、アキノ／ドゥテルテ政権の重点政策の1つとして挙げられている。表補-3では、新たに制定された国家試験を要する専門職や国家認証（National Certificate: NC）に関する10法をまとめている<sup>7)</sup>。たとえば、2013年に制定された「農業機械化法」にもとづき、

6) 「初回求職者支援法」(RA 11261)の実施細則（Implementing Rules and Regulations）は、DOLEより2019年7月に公布された。同省ウェブサイトの周知によると、当初予算は30億ペソ、支援対象となる中等・高等教育およびTVET卒業者等を130万人と推計している。（[www.dole.gov.ph/news/dole-issues-rules-on-free-documentary-requirements-for-first-time-jobseekers/](http://www.dole.gov.ph/news/dole-issues-rules-on-free-documentary-requirements-for-first-time-jobseekers/)（2022年9月15日最終アクセス））を参照。

7) このほか、世界的な国際条約にもとづく高等教育・TVET制度改革の例として、海事産業が挙げられる。フィリピンでは、「1978年船員訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」（通称STCW条約、2010年改正）に準拠するため、2014年に「海事産業庁設置法」（RA 10635）が制定された。同法には、①海事専門の学士号、PRC下の理事会による海技免状（Marine Deck Officers, Marine Engine Officers）試験制度や認証等の運営・管理、②STCW条約にしたがったGMDSS Radio Operatorの認

表補-3 特定分野や産業に関する制度・資格等を制定する法律

大統領署名年(月日)	共和国法番号	法律名(略称仮訳)と概要/関連規定
2013 (06/05)	10601	<p><b>「農業機械化法」</b>(Agricultural and Fisheries Mechanization (AFMech) Law)</p> <p>(1) 農業省は、① SUC および民間部門と協力して農業関連従事者・エンジニアを育成、農漁業機械化に関する教育人材とする、② DOLE と TESDA が農漁業機械の技術・操作者育成の責任を負う、③ DA, CHED, DOST は農業技術・事業/職業訓練を専門とする学部・大学院生向け奨学金を優先的に実施(第12条)。</p> <p>(2) TESDA が農業省、PRC 農業技術理事会および業界団体等と協力、農漁業機械操作・技術者の技能・資格認定制度を整備(第14条)。</p>
2015 (10/23)	10690	<p><b>「林業専門職法」</b>(Forestry Profession Act) ※先行法(RA 6239)の廃止</p> <p>(1) 目的: ①林業専門職の資格制度(試験・登録・免許付与)の制定、②林業関連の監督・管理や規制の実施、③林業関連の課程内容の高度化、④「継続的専門職開発計画」策定の義務付けによる質的・競争力向上、⑤林業関連職の統合。</p> <p>(2) PRC に林業専門職理事会を設置、業界団体を統合する組織の認定。</p> <p>(3) 同理事会が専門職の内容(林業エコシステム、政策とガバナンス、エンジニアリングと生産性向上、資源マネジメント)と試験・免許制度を制定。</p>
2015 (11/13)	10698	<p><b>「造船・海洋施設建設業の制度化・近代化法」</b>(Naval Architecture Law)</p> <p>(1) 国際基準にもとづき継続的に国内専門職の競争力を向上させ、国民の厚生向上と国家の経済的發展に貢献。とくに ASEAN MRAs に準じる。</p> <p>(2) PRC に造船専門職理事会を設置、造船技師の資格認証制度を実施・管理。</p> <p>(3) 業界団体を一括括組織の下に統合、造船専門職理事会が承認。</p> <p>(4) CHED, TESDA や業界団体とともに、専門職の育成課程や基準を制定。</p> <p>(5) 外国人技術者の国内における雇用条件を規定(第24条)。</p>
2016 (07/21)	10915	<p><b>「2016年農業/バイオシステム・エンジニアリング法」</b>(Philippine Agricultural and Biosystems Engineering (ABE) Act of 2016)</p> <p>(1) 目的: 農漁業の近代化や食料・水の安全保障、バイオエネルギー開発、天然資源保全、環境保護や健康・安全に貢献。</p> <p>(2) ABE 理事会を PRC 下に設立、業界団体を全国規模の一団体に統合、認定。ABE 専門職の認定試験・免許交付等の資格関連を管轄。</p> <p>(3) 外国人 ABE の国内における資格付与・業務実施は当該外国との相互主義を採用。一時/特別許可を付与。</p> <p>(4) CHED が国立大と ABE 高等教育課程を、TESDA が ABE 技術者・オペレーター育成課程を国際的基準に適合させて制定、人材プールを国内に維持。</p>
2018 (06/29)	11052	<p><b>「フィリピン・フード・テクノロジー法」</b>(Philippine Food Technology Act)</p> <p>(1) フード・テクノロジストを専門職として制定、CHED が認定する大学学部ほか訓練、教育機関に教育課程を設置。</p> <p>(2) PRC に専門職理事会を設置し、フード・テクノロジスト資格認証試験を実施、関連業界団体を一団体に統合・認可。</p>
2019 (08/28)	11241	<p><b>「2018年作業療法(士)法」</b>(The Philippine Occupational Therapy Law of 2018)</p> <p>(1) PRC に作業療法専門職理事会(定員3名)を新設、CHED その他機関と共同で作業療法学習課程と関連規則等を作成、専門職資格の基準、試験制度(免許互恵協定のある外国人も受験可)、認証等の運営を管理。</p> <p>(2) 同理事会が、国内で施療・活動する外国籍および国外の同等免許取得者に対する特別臨時許可証(最長1年、更新可)を付与。</p>
2019 (03/11)	11249	<p><b>「音声言語病理学(言語聴覚士)法」</b>(Speech Language Pathology Act)</p> <p>(1) PRC に言語聴覚専門職理事会(定員3名)を新設、教育機関による CHED が定める音声言語病理学課程要件の順守・実施状況を監督。</p> <p>(2) 同理事会が言語聴覚士の基準、試験制度(免許互恵協定のある外国人も受験可)、認証等の運営を管理。</p> <p>(3) また、国内で施療・活動する外国籍および国外の同等免許取得者に対する特別臨時許可証(最長1年、更新可)を付与。</p>
2019 (08/22)	11393	<p><b>「先端エネルギーおよびグリーン・ビルディング技術課程制定法」</b>(Advanced Energy and Green Building Technologies Curriculum Act)</p> <p>(1) 環境に配慮した高性能な次世代型ビル等の設計・建築専門家を育成するため、大学院を含む高等教育機関に専門課程を設置。</p> <p>(2) CHED およびエネルギー省に、(1) 課程の制定および関連する基準等の制定を付託。</p>

2019 (08/22)	11398	<b>「フィリピン漁業専門職法」</b> (Philippine Fisheries Profession Act) (1) 水産資源管理や養殖等を含む漁業教育課程に関する規定の改訂。 (2) 高等教育機関教育者の質的基準の制定、人材高度化のための教育課程の開発。 (3) PRCに漁業専門職理事会を新設、同理事会が専門職資格の基準、試験制度、認証等の運営を管理。
2020 (12/23)	11511 ↑改正 10068	<b>「2010年オーガニック農業法 (RA10068) 改正」</b> (1) オーガニック農業団体の認定組織等の設置、認定取得へのインセンティブ等の変更を規定。 (2) 毎年度国家予算案への10億ペソの組入れ義務化。 (3) 農業訓練機関が農業省農漁業基準局と協力して参画的保証システム (Participatory Guarantee System) 認証取得のためのプログラム策定を行う。

(注) SUC：国立大学・カレッジ，DOLE：労働雇用省，CHED：高等教育委員会，DOST：科学技術省，PRC：専門職規制委員会。

(出所) 表補 - 1 に同じ。

TESDAは2016年に「農業機械操作 NC II」(Agricultural Machinery Operations NC II) を，2019年には「農業機械保守 (4輪トラクター) NC III」(Agricultural Machinery Servicing(4-Wheel Tractor) NC III) を取得可能なNCとして新設している。2021年末時点までに公私TVET機関が履修課程として登録・認可を受けた実例がなく，統計としての認証受験・取得者は記録されていないものの，農業分野は生産性向上に寄与する技術関連の資格がほとんどないため，今後の進展が待たれる。

また，高等教育・TVET改革を促した外的要因として，ASEAN経済共同体 (ASEAN Economic Community: AEC) のサービス貿易8分野における専門職資格相互認証制度 (Mutual Reference Arrangements: MRAs) があることは第1章でも述べた。MRAsへの対応と考えられる法制定の例として，RA10698，10915，11241，11249が挙げられる。これら4法では共通して，外国籍あるいはフィリピン国外で同等の資格を取得した者に関する業務上の認可規定を設けており，国内での就労を認めている。また，一部の専門職法では外国人の受験を容認している。一方で，「国内で適切な人材を採用できない場合」といった制約や，「必ずフィリピン人従業者とのチームで業務を行う」あるいは「フィリピン人の同等有資格者を業務パートナーとして任命する」などの条件を条文で規定している法律もあり，必ずしもASEAN域内における人材移動の円滑化を最前面にうたった

---

証に関する規定があり，これら免許取得は大学・高等教育機関とPRC，それ以外の船上勤務関連資格（おもに調理分野）はTESDAの所管となった。

ものではない。国外の高度人材を受け入れ、国内有資格者・労働者の間接的なレベル向上を図ることが法案審議過程において重視された結果だと推測できる。なお、これらの法が教育・TVET分野にも適用され、MRAsにもとづく外国人人材や国内専門職資格を取得した外国人が教育者や指導者として就労できる否かは、各法の規定や実施細則からは不明である。高等教育やTVETは機関数や受講者数の過半を私立校が占めているため、教育と就労の循環を普遍化させる観点からも、関連する先行法を整合させる必要があるだろう。

## 4

## 公立高等教育機関の整備と組織化

アキノ政権期に成立した公立高等教育機関に関する共和国法数は19、そのうち機関名の変更や高等教育委員会（Commission on Higher Education: CHED）への報告義務など組織管理上の要件の更新に関する事項のみを定めた2法を除くと、教育機関の新設・改組や機能的拡張を定めたものは17法である。ドゥテルテ政権では44法に大統領署名がなされ、組織改革を伴わない12法を除き、32法で高等教育機関の新設・改編等を定めている。

各法の共通点として、実施可能な専門分野の拡張や、大学院およびTVETへの提供課程の拡大、教育学部の設置・存続を条件とする初等・中等教育課程の運営許可などを規定していることが挙げられる。また、2013年以降は、とくに大学（university）に関する法律の目的に「設立地（地方、州）の発展や産業界からの需要に合致すると大学理事会が認める分野／レベルでのTVETを含む教育課程を提供すること」が明記されており、国公立大学を各地方における人材育成の中核としても位置づける政策志向を反映していると考えられる。

そこで、各法の内容別に①カレッジ（単科大学、college）を大学に改組、②既存のカレッジや大学分校（キャンパス、campus）を統合し、カレッジや大学を新規設立、③既存の分校を単独のカレッジや大学として新設、④カレッジや分校の新設、⑤大学カリキュラム分野の拡張、⑥その他<sup>8)</sup>、に分類したうえで、該当す

8) 大学の学習センター（learning center/site）の分校化、単独カレッジの既存他大学への統合、TESDAや大学の複数の訓練センター（training center）の統合とTVET機関（institute）化などを定めた法律が該当する。

る地方別にまとめたものを図補-1～補-4に示した。改組の内容別（図補-1，補-2）をみると、アキノ政権では①～④によっておもに高等教育機関の格上げと新設を行い、ドゥテルテ政権では大学への格上げや新設を行うとともに、各地方や州内において中核となる大学・TVET機関の下に分校や研究・訓練センター等を系列化し、有機的な教育・訓練システムの構築が企図されているともいえよう。他方、各法の該当地方別（図補-3，補-4）にみると、全17地方（Region）のうち、イロコス（Region I）、カラバルソン（Region IV-A）、バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao: BARMM）<sup>9)</sup>を除く14地方で何らかの改革法が成立している。参考までに、政権ごとに初年・最終年（直近）の一人当たり地方別GDP（Gross Regional Domestic Product: GRDP）と全国レベルの1人当たりGDPを示した。地方別所得レベルやその成長度にもとづいた重点地方の選定や選択的な法制化が行われたとは考えにくく、関連省庁と教育・訓練機関間で改革への合意が成立した順に法制化が行われたと推測される。改革法が成立していない地方のうち、イロコスおよびカラバルソンに関する理由は不明だが、BARMMでは（旧）ムスリム・ミンダナオ自治地域（Autonomous Region in Muslim Mindanao: ARMM）からの移行過程が影響していよう。行政・立法権は新自治政府と議会にあり、教育・TVET分野に関する法制上の新たな動きは自治政府に実際の行政機能が備わっていくにしたがい、中央政府や監督官庁との協議のもとに進行していくと予想される。

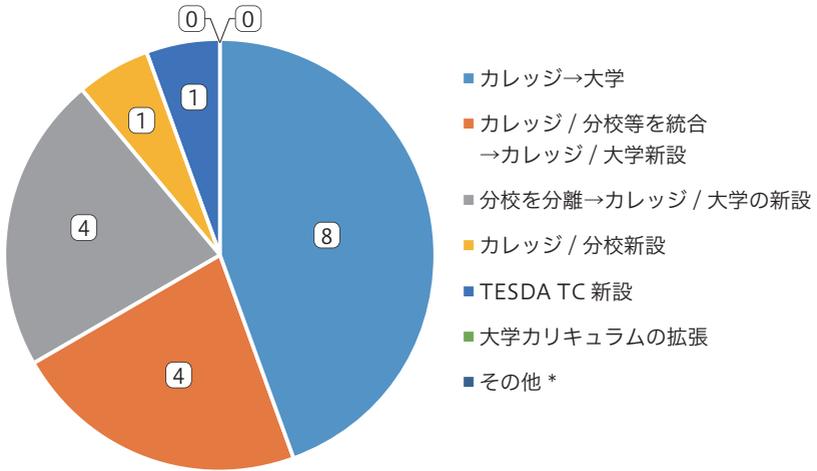
## おわりに まとめと制度上の課題

本論では、ベニグノ・アキノ政権（2010～2016年）およびドゥテルテ政権（2016～2022年）に制定された高等教育・TVETに関連する共和国法を整理した。法律の制定内容から、①教育・TVET改革の基本的な政策方針や制度、②奨学金および就労支援制度、③特定分野や産業に関する制度・資格等、④高等教育・TVET

---

9) BARMMは、2018年7月の「バンサモロ基本法」(RA 11054)への大統領署名を経て、2019年2月に同地域への移行自治体を決定、3月22日に暫定自治政府が成立している。正式な自治政府の成立は2022年内を予定。

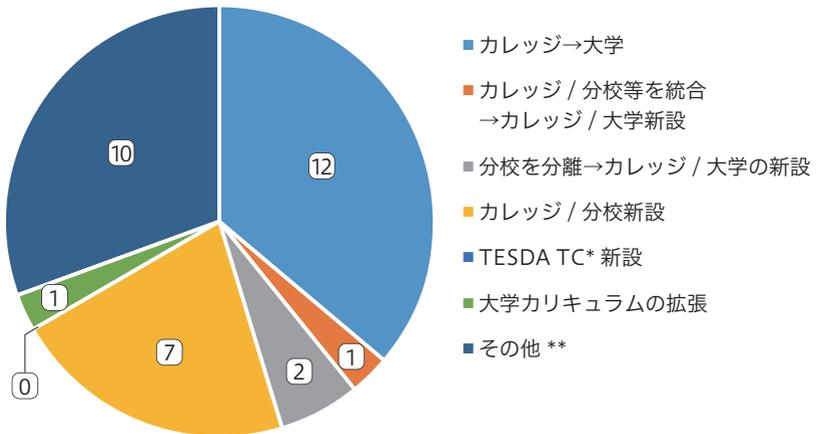
図補-1 アキノ政権期（2010～2016年）における高等教育改革法（内容別）



(注) \*その他：本文の脚注 6 を参照。

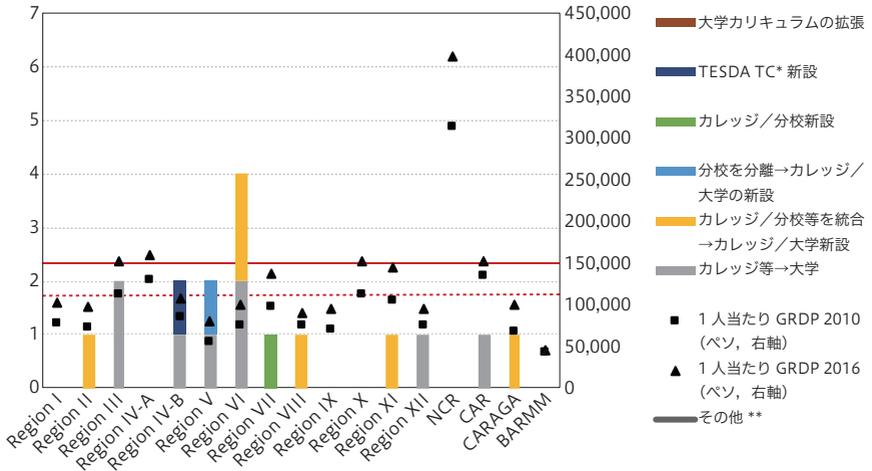
(出所) フィリピン上院ウェブサイト ([www.congress.gov.ph](http://www.congress.gov.ph)), フィリピン統計庁 OpenSTAT ([openstat.psa.gov.ph](http://openstat.psa.gov.ph)) より作成。1人あたり GDP/GRDP は 2018 年基準値。

図補-2 ドゥテルテ政権期（2016～2022年）における高等教育改革法（内容別）



(注・出所) 図補-1 に同じ。2つの内容を規定した法もあるため、成立法数とは一致しない。

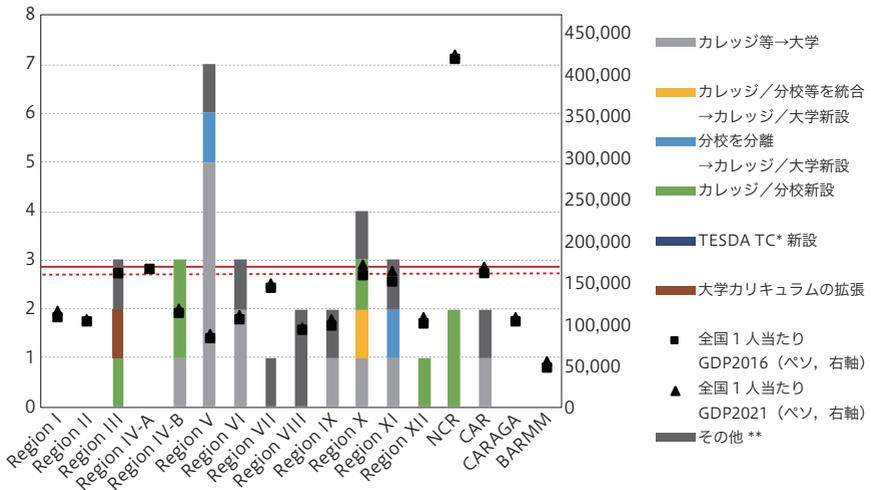
図補-3 アキノ政権期（2010～2016年）における高等教育改革法（該当地方別）



(注) \* : TESDA TC : TESDA トレーニング・センター, \*\*その他 : 脚注 6 を参照。図内の赤破線は 2010 年全国 1 人当たり GDP (120,780 ペソ), 赤実線は同 2016 年 (156,663 ペソ)。2018 年基準値。

(出所) 図補 -1 に同じ。

図補-4 ドゥテルテ政権期（2016～2022年）における高等教育改革法（該当地方別）



(注・出所) 図補 -3 に同じ。2016 年全国 1 人当たり GDP (赤破線, 156,663 ペソ), 同 2021 年 (赤実線, 161,137 ペソ)。2018 年基準値。

機関の改革，に分類している。

前項までで概観したように、AEC発足に伴う人材を含む域内移動の円滑化を目指す取組みは本格化している。これらを国内制度に適用すべく、アキノ政権では国内中等教育制度の延長と実施選択肢の拡大、高等教育への進学促進と教育継続支援の提供、就労につなげる雇用者側を含む補助金制度が制定された。ドゥテルテ政権では、前政権の方針を基本的に継続しつつ、AECと域内専門職人材MRAsへの対応や国外教育へのアクセス強化、国際的基準に準ずる専門職や人材育成を重視する教育・TVET環境の実現を企図してきたとまとめることができよう。貧困家計の子弟におもな対象を絞り、中等教育課程から高等教育・TVETへのアクセスをつなげ、雇用主への支援を付与して就学期間中から稼得機会を与えつつ就労までに至る、一連のプロセスが形成されている。さらに、高等学校等での教職や出身地域の公的医療サービスなどでの就労にインセンティブを付与することで、現場への人材還流の可能性も備えており、中長期的に機能・循環する人材育成システムの構築が指向されているといえる。

ただし、これらの制度がアキノ／ドゥテルテ政権の意図どおりに機能するためには、中央・地方政府の財源確保と着実な履行が保証され、制度上の各種支援が継続されねばならない。フィリピン国内においても2020年以降はCOVID-19パンデミック対策に多額の追加・臨時歳出が必要となった。また、2022年には大統領・総選挙が実施され、マルコス新大統領により閣僚や各省庁の高位職責者が任用されたが、教育とTVETに関する政策的指向は明らかになっておらず、今後数年間は国家財政の管理と教育・TVET実施機関の予算確保は多難となろう。しかし、高度化した人材が経済発展に貢献するには、中期的に人材還流までのサイクルが実現し、さらには繰り返されることが肝要である。長期的には、これら制度が貧困削減や地方間の経済・所得格差の縮小、あるいは公的サービスへのアクセス向上に貢献しているか否かを定期的に分析・検討していく必要がある。「2040年に貧困のない国を目指す」フィリピンにとっては不可欠な作業である。

### [参考文献]

(注) URLの最終アクセス日：2022年9月15日

#### 〈外国語文献〉

- Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) 2015. *ASEAN Qualifications Reference Framework*. ASEAN. (<https://asean.org/wp-content/uploads/2017/03/ED-02-ASEAN-Qualifications-Reference-Framework-January-2016.pdf>)
- Commission on Higher Education (CHED) 2016. *Advancing Locally Responsive and Globally Competitive Philippine Higher Education System: Higher Education Accomplishments, 2010-2016*. Quezon City: CHED. (<https://ched.gov.ph/wp-content/uploads/2017/09/Higher-Education-Accomplishments-2010-2016.pdf>)

#### 〈ウェブサイト〉

- Commission on Higher Education [高等教育委員会] : <https://ched.gov.ph>
- Department of Education [教育省] : [www.deped.gov.ph](http://www.deped.gov.ph)
- Department of Labor and Employment [労働雇用省] : [www.dole.gov.ph](http://www.dole.gov.ph)
- House of Representatives, Republic of the Philippines [フィリピン議会下院] : [www.congress.gov.ph](http://www.congress.gov.ph)
- Open Data Philippines [フィリピン政府機関統計サイト] : <https://data.gov.ph>
- Philippine Statistics Authority (PSA) [フィリピン統計庁] : <https://psa.gov.ph/>
- PSA OpenSTAT Database [PSA公開統計データベース] : <https://openstat.psa.gov.ph/>
- Technical Education and Skills Development Authority (TESDA) [技術教育・技能開発庁] : [www.tesda.gov.ph](http://www.tesda.gov.ph)

©Chie Kashiwabara 2023

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。  
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

